令和７年11月
国土交通省
港湾局
海洋・環境課

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

１．背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号。以下「施行規則」という）においては、廃油処理施設からの排水の検定方法等を規定しており、排水中の油分の濃度については、日本産業規格（JIS：Japanese Industrial Standards）（※１）の「工場排水試験方法（JIS K 0102）」を検定方法として規定しているところ。

今般、関連試験方法の再編成により、当該工場排水試験方法は「工業用水試験方法（JIS K 0101）」と統合し、「工業用水・工場排水試験方法（JIS K 0102-1,-2,-3,-4,-5）」の５部編成の規格群へと変更された。これにより、従来の工場排水試験方法は令和7年12月22日に廃止が予定されている。

上記を踏まえ、本施行規則において工場排水試験方法を引用していた箇所について、工業用水・工場排水試験方法に改正する必要がある。（※２）

（※１）　日本産業規格（JIS）とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づき制定される、我が国の鉱工業品、データ、サービス等に関する国家規格である。
（※２）　今般の統合により変更するのはその規格名称及び規格番号のみであり、試験方法の内容について変更が生じるものではない。

２．改正の概要

施行規則第二十一条第一項第十号につき、以下のとおり改正する。

改正前）
排水中の油分の濃度を七日を超えない作業期間ごとに一回以上日本産業規格Ｋ〇一〇二（工場排水試験方法）により測定し、その結果を記録すること。

改正後）
排水中の油分の濃度を七日を超えない作業期間ごとに一回以上日本産業規格Ｋ〇一〇二―一（工業用水・工場排水試験方法―第一部：一般理化学試験方法）の二十二により測定し、その結果を記録すること。

３．今後のスケジュール

公　布：令和7年11月25日
施　行：令和7年12月22日